

公共工事の前金払及び部分払に関する取扱要綱

(最終改正 平成 29 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 59 条第 8 号の規定に基づく公共工事に要する経費の前金払及び北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 40 条の規定に基づく部分払については、この要綱の定めるところによる。

(前金払の対象及び割合)

第 2 条 公共工事に要する経費の前金払（以下「前金払」という。）は、契約金額が 300 万円以上の公共工事のうち、土木建築に関する工事（工事に係る設計及び調査並びに工事の用に供する機械類の製造を除く。以下同じ。）にあっては契約金額の 100 分の 40、その他のものにあっては契約金額の 100 分の 30 の範囲内とするものとする。

(中間前金払の要件及び割合)

第 3 条 前条の土木建築に関する工事であって、次の各号に掲げる要件に該当するものは、前条の範囲内で既にした前金払に追加して前金払をするものとする。ただし、工期が 60 日以内の工事については、当該前金払をしない。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (4) 当該工事の工期中に、契約の相手方が部分払又は部分引渡しに係る支払の請求をしていないこと。

2 前項の規定により既にした前払金に追加してする前払金（以下「中間前払金」という。）は、契約金額の 100 分の 20 の範囲内とするものとする。ただし、前条の前払金に中間前払金を加えた金額の割合が契約金額の 100 分の 60 を超えてはならない。

(債務負担行為に係る前金払及び中間前金払の特例)

第 4 条 債務負担行為に基づき工期が 2 年度以上にわたる契約を締結したときは、各年度ごとの出来高予定額に対して、それぞれ第 2 条の前金払及び第 3 条の中間前金払をすることができるものとする。この場合において、第 2 条及び第 3 条中「契約金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と、第 3 条中「工期」とあるのは「当該年度における工事実施期間」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により前金払をする場合において前年度の出来高予定額に繰越しがあつたときは、当該繰越分に係る前払金及び中間前払金を全部償却した後において当該年度の前金払をするものとする。

3 年度末において契約を締結したときは、当該年度の支払額の範囲内で支払が可能であるときに限り、契約を締結した年度及びその翌年度における出来高予定額を合計した金額に対して、前金払をすることができる。この場合において、第 2 条中「契約金額」とあるの

は「契約を締結した年度とその翌年度における出来高予定額をそれぞれ合計した金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 4 前項の規定により年度末に前金払をした場合において中間前金払をするときは、契約を締結した年度とその翌年度における出来高予定額をそれぞれ合計した金額に対して、中間前金払をするものとする。ただし、契約を締結した年度に中間前金払をする場合は、当該年度の支払額の範囲内で支払が可能であるときに限る。この場合において、第3条中「工期」とあるのは「契約を締結した年度とその翌年度における工事実施期間をそれぞれ合計した期間」と、「契約金額」とあるのは「契約を締結した年度とその翌年度における出来高予定額をそれぞれ合計した金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(部分払の回数)

第5条 部分払のできる回数は、契約規則第40条第4項に規定する範囲内で次のとおりとする。ただし、工期が60日以内の工事については、部分払をしない。

(1) 前金払をした場合

ア 工期が61日以上150日以内のとき 1回

イ 工期が150日を超えるときは、60日を増すごとに1回を加える。この場合において60日に満たない端数があるときは、30日以内の端数は切り捨て、30日を超える端数は60日とする。

(2) 前金払をしていない場合

ア 工期が61日以上90日以内のとき 1回

イ 工期が91日以上120日以内のとき 2回

ウ 工期が120日を超えるときは、前号イの規定を準用する。

(前金払及び中間前金払をした場合の部分払)

第6条 公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払をした場合における部分払金の額は、契約規則第40条の規定により支払う金額から、既済部分に対する代価に前金払の割合及び中間前金払の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

(部分払の特例)

第7条 契約規則第40条第2項ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるものは、厚生省が所管する補助金の交付の対象となるものとする。

- 2 契約規則第40条第3項ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときは、工期が2年度以上にわたるときとする。